

みなとみた

2013 9
No.99

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2~7

「第64回(平成25年度)全国労働衛生週間」のお知らせ

平成24年三田労働基準監督署管内における労働災害発生状況／平成24年一般(定期)健康診断結果の業種別動向について／首都圏の4つの労働局が合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとした取り組みを展開します！／東京都最低賃金19円引き上げを答申10月1日／過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させた事業場に対する監督指導結果について

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 8

最近の雇用失業情勢／9月は障害者雇用支援月間です！／平成28年4月より改正障害者雇用促進法が施行されます

コラム ● 9

いのち・シリーズ⑥ 「灰色の輝ける贈り物」

労働インフォメーション ● 10~11

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組みを強化

協会だより ● 12~16

「第10回東京産業安全衛生大会及び安全衛生表彰」のご報告／「平成25年度全国安全週間説明会」開催される！／「平成25年度全国労働衛生週間説明会」のご報告／講習会のご報告／「港地区健康と安全推進大会」のお知らせ／「産業保健フォーラム IN TOKYO 2013」のお知らせ／この秋の水10ドラマの主人公は、労働基準監督官！

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただけますようお願いいたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



第64回全国労働衛生週間 10月1日～7日(準備期間:9月1日～30日)

スローガン 「健康管理 進める 広げる 職場から」

平成25年度全国労働衛生週間実施要綱

趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第64回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきていますが、近年は横ばいとなっており、昨年は7,743人と前年からわずかに減少しました。一方、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が平成24年は52.7%とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後処理を適切に実施していくことが重要となっています。

我が国の自殺者は平成24年は15年ぶりに3万人を下回りましたが、約2,500人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約1.5倍となり過去最高を記録したこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みは依然として重要な課題となっています。

さらに昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事実が判明しました。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画がスタートしており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要があります。

このような観点から、今年度は、「**健康管理 進める 広げる 職場から**」をスローガンに全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとします。

事業場の実施事項

(1) 全国労働衛生週間に実施する事項

ア	事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
イ	労働衛生旗の掲揚およびスローガン等の掲示
ウ	労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
エ	有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
オ	労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図ります。

ア	健康管理の推進	ス	騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
イ	労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進	セ	振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
ウ	過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進	ソ	VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
エ	労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めた労働衛生管理活動の活性化	タ	化学物質の管理の推進
オ	作業環境管理の推進	チ	石綿障害予防対策の徹底
カ	作業管理の推進	ツ	酸素欠乏症等の防止対策の推進
キ	労働衛生教育の推進	テ	心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
ク	職場における受動喫煙防止対策の推進	ト	快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
ケ	粉じん障害防止対策の徹底	ナ	職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進
コ	職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進	ニ	職場におけるHIV／エイズに関する理解と取組の促進
サ	熱中症予防対策の徹底	ヌ	東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
シ	電離放射線障害防止対策の徹底		

平成24年 労働災害発生状況

1 平成24年 三田労働基準監督署管内における労働災害の発生状況

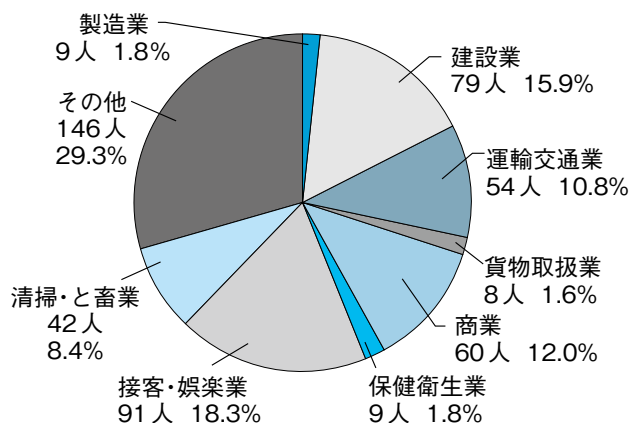
平成24年の三田労働基準監督署管内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、前年と比べて41人（9.0%）増加し498人となりました。

また、死亡者数は平成23年の3人から、6人に増加しました。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全産業死傷者数	515	446	451	457	498
全産業死亡者数	1	5 (1)	10 (3)	3 (1)	6 (1)

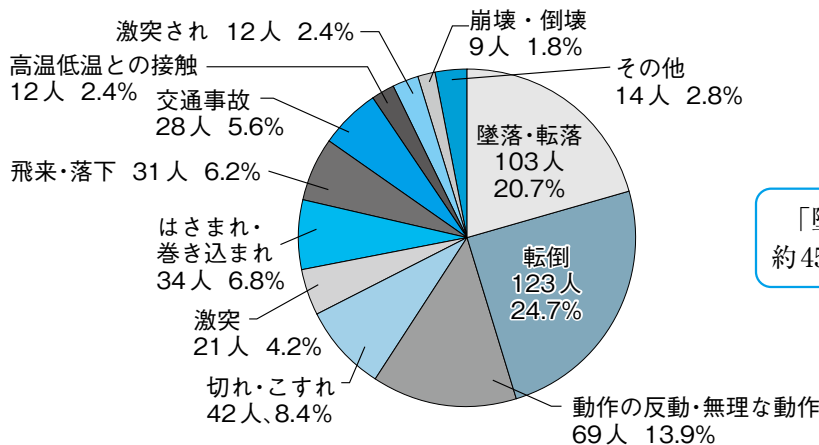
()内は脳疾患心疾患によるものの内数です。

2 業種別死傷災害発生状況



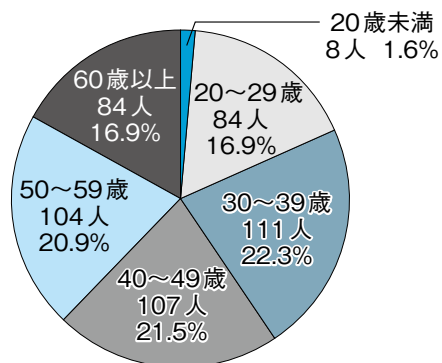
平成24年の死傷者数は498人となり前年と比較して41人（9.0%）の増加となりました。
第3次産業（商業、接客娯楽業、清掃・と畜業及びその他の第三次産業の合計）の割合が高いほか、建設業は全業種の15.9%、運輸交通業は同10.8%を占めています。

3 事故の型別死傷災害発生状況



「墜落・転落」と「転倒」で約45%を占めています。

4 年齢別死傷災害発生状況

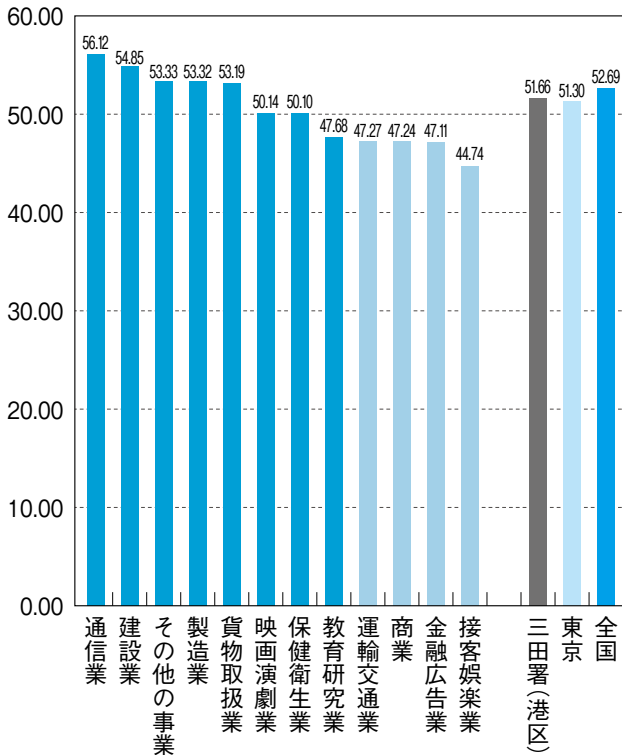


年齢別で見ると30歳代が111人と最も多く、40歳代が107人、50歳代の104人と続いています。
高齢者（50歳代以上）が依然として全体の1/3以上を占めています。

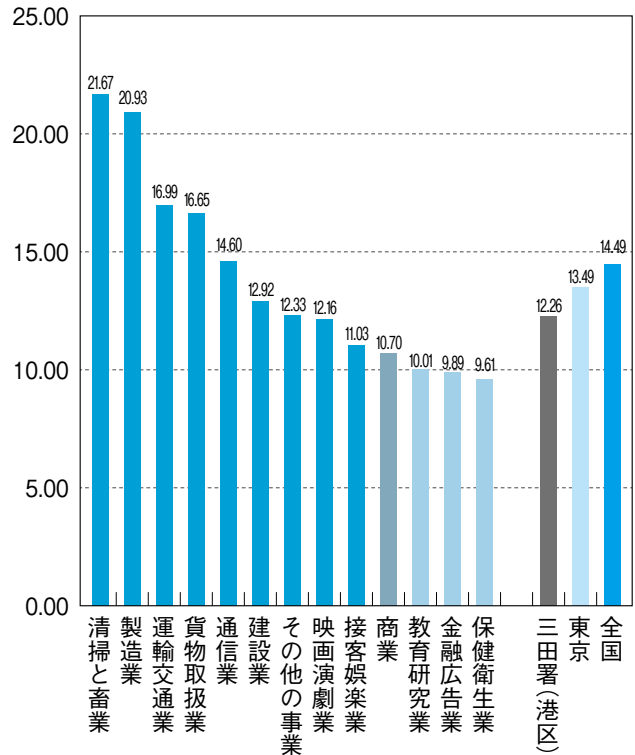
平成24年一般(定期)健康診断結果の業種別動向について

三田労働基準監督署

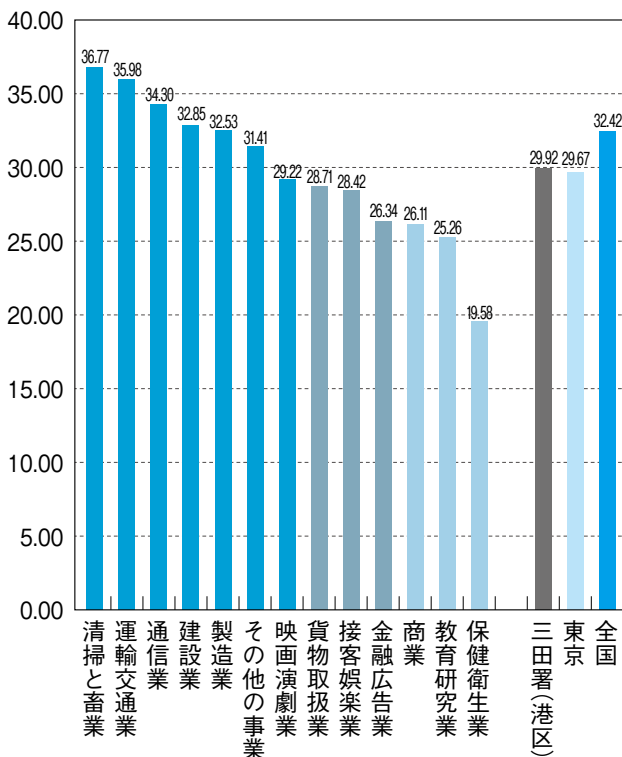
平成24年、三田署、業種別有所見率



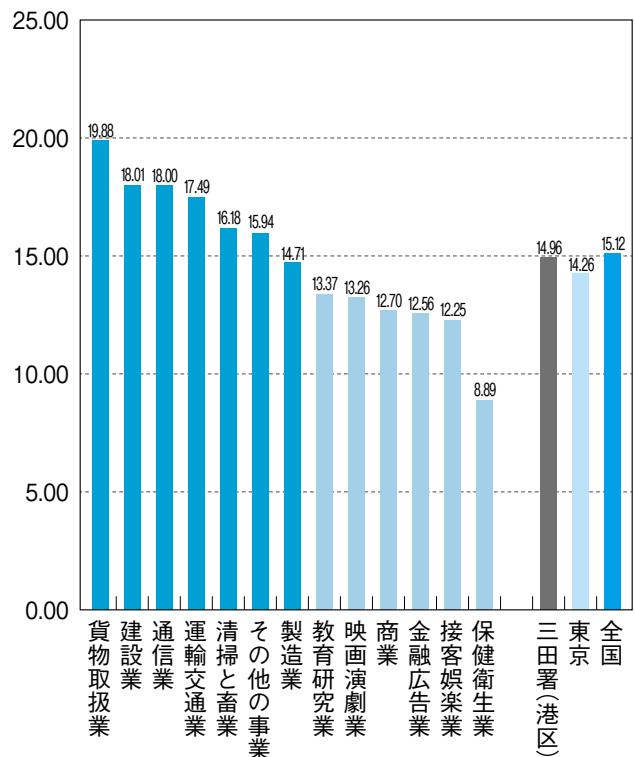
平成24年、三田署、業種別、血圧の有所見率



平成24年、三田署、業種別、血中脂質検査有所見率



平成24年、三田署、業種別、肝機能検査有所見率

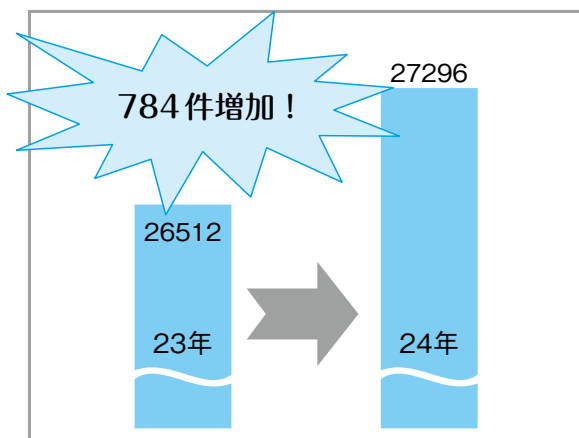


埼玉 千葉
東京 神奈川

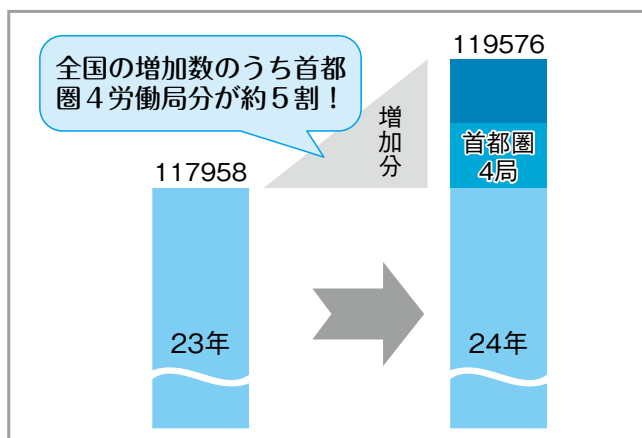
首都圏の4つの労働局が合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとした取組を展開します!

労働災害が急増しています!

埼玉・千葉・東京・神奈川の4つの労働局における平成24年の労働災害は27,296件と784件増加し、前年に比べ大きく増加しました。これは、全国における労働災害の増加数1,618件のうちの5割近くを占めています。



首都圏4労働局における労働災害発生件数



全国における労働災害発生件数

東京都最低賃金の19円引上げを答申

東京地方最低賃金審議会は、東京労働局長に対し、東京都最低賃金を19円引き上げて、現行の時間額850円から時間額869円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月10日、東京労働局長（壺岐典子）から東京地方最低賃金審議会（会長 笹島芳雄）に対し審問を行い、同審議会は審議の結果8月22日に現行の最低賃金の時間額850円を19円引き上げて、869円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の東京都最低賃金の改正を行う予定です。

過去10年間の改正状況

	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
引上額	0円	2円	4円	5円	20円	27円	25円	30円	16円	13円
時間額	708円	710円	714円	719円	739円	766円	791円	821円	837円	850円

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用され、同最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者は最低賃金法第4条違反として罰則の対象となります。

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる『東京都最低賃金総合相談支援センター』（電話 03-3543-6326）が設けられていますのでご利用ください。

過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を 発生させた事業場に対する監督指導結果について ～90%の事業場に法令違反を指摘～

東京労働局（局長 伊岐 典子）は、管下18の労働基準監督署（支署）が平成24年度に実施した、過労死・過労自殺など過重労働による健康障害を発生させ、労災申請が行われた事業場（以下「過労死等発生事業場」という。）に対する監督指導結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

<平成24年度 過労死等発生事業場 監督指導結果概要>

1 監督指導実施事業場 93事業場

- 交通運輸業が最も多く14事業場、次いでソフトウェア・情報処理業の12事業場、建設業及び卸・小売業の10事業場の順となっている。
- 「10～49人」が最も多く31事業場、次いで「100～299人」の18事業場、「10人未満」の13事業場、「300～999人」の12事業場の順となっている。
- 管理的な立場にあった者（労働基準法第41条の管理・監督者に該当しない管理職を含む。）は14人で、これらの役職にない一般労働者は79人であった。
- 一般労働者の従事する業務の内訳は、自動車運転者が13人で最も多く、次いでシステムエンジニア10人、経理・事務職及び警備員8人、営業職7人、販売員5人の順となっている。

※実施事業場は、長時間労働等により脳・心臓疾患（脳出血、心筋梗塞等）や精神疾患（うつ病等）といった健康障害を発生させたとして、労働基準監督署長に対し、労災請求が行われた事業場

2 違反状況 84事業場(全体の90%)に何らかの法令違反 【表1】

50事業場には1ヶ月の時間外労働が100時間を超えるか、2ヶ月乃至6ヶ月の時間外労働が平均して月80時間を超える労働が認められた。

【表1】 法違反の状況（労働基準法関係）

労働基準法違反	違反事業場数	違反率 (%)
労働時間（法32条1項2項）	67	72
割増賃金（法37条）	41	44
就業規則（法89条1項 ■）	■ 25	■ 31
賃金台帳（法108条）	22	24
労働条件明示（法15条1項）	17	18
休日（法35条1項）	9	10
法令等の周知（法106条1項）	7	8

■ 印は事業場規模10人以上に適用（対象事業場80）

3 被災労働者に係る健康管理状況 【表2】

16事業場：発症前1年間に健康診断を受診させていない

53事業場：発症時、医師による面接指導等の制度がなかった

13事業場：発症前受診の健康診断で何らかの所見が認められたのに、健康診断の事後措置を講じていなかった

※被災労働者とは、過重労働による健康被害を受けた労働者をいう。

【表2】被災労働者の発症前1年間の健康診断(※)及び事後措置の実施状況

※採用後1年未満の者は雇入時の健康診断を含む

実施事項等		事業場数もしくは人数	比率(%)
被災労働者の所属事業場数		93	
内 訳	被災労働者に健康診断を受診させなかった	16	17
	被災労働者に健康診断を受診させた	77	83
	所見が認められなかった	45(人)	58
	所見が認められた	32(人)	42
	事後措置を講じた	19	59
事後措置を講じなかった	13	41	

- 被災労働者に対して、発症前の1年間に健康診断(採用後1年未満の者は雇入時の健康診断を含む)を受診させていなかった事業場は、監督指導を実施した93事業場のうち16事業場であった。
- また、健康診断を受診した被災労働者77人中、何らかの所見が認められた者は32人であった。これから有所見者に対し、事後措置を講じた事業場は19事業場で、13事業場は講じていなかった。
- 時間外・休日労働の多い労働者に対しては1年に1回の法定の健康診断を実施するほかに、臨時の健康診断を実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施することが過重労働による健康障害を防ぐこととなる。
- なお、過重労働による健康障害を発生させた時期に、医師による面接指導制度を導入していなかった事業場は53事業場(全体の57%)であった。

上記のとおり、本件監督指導事業場においては、労働関係法令違反の割合が90%と高く(※)、かつ被災労働者に係る健康管理体制の不備が少なからず認められた。

※平成24年の定期監督等における違反率 約72%

【今後の対応】

東京労働局においては、この結果を踏まえ、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止に向け、今後一層積極的に監督指導を行う。

また、東京労働局では、平成25年度においても「過重労働による健康障害防止のための総合対策」(平成18年3月17日付け基発第0317008号、平成23年2月16日基発第0216第3号で一部改正)等に基づき、

- ①労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年告示)の遵守
- ②長時間労働者に対する医師による面接指導実施の徹底
- ③衛生管理体制の整備等の徹底
- ④労働時間管理、健康管理等に関する法令の遵守徹底のための監督指導

など重点的に対策を推進しているところである。

特に本年度においては、9月を「過重労働重点監督月間」とし集中的に監督指導を実施するほか、平成25年9月1日(日)に、全国一斉で「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」(フリーダイヤル:0120-794-713)を実施し、過重労働や賃金不払残業などの相談を受け付けることとしている。本誌11頁参照。

さらに、11月27日には、「第18回 産業保健フォーラム Safe Work TOKYO 2013」(ティアラこうとう)を開催し、メンタルヘルス対策の講演等を実施する。また、全国労働衛生週間(10月1日~7日)等あらゆる機会をとらえ、過重労働による健康障害防止に係る周知啓発を行うこととしている。

最近の雇用失業情勢

○平成25年6月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）は3.9%と前月より0.2ポイント改善。

☆完全失業者数（原数値）は260万人と、前年同月より28万人の減少。

☆前月と比べ就業者は6,302万人と1万人の減少、雇用者は5,555万人と7万人の増加。（いずれも季節調整値）

雇用者数を主要産業別にみると、医療・福祉は699万人と前年同月差22万人増で63ヶ月連続の増加、「製造業」は997万人と前年同月11万人減で23カ月連続の減少となっている。

☆平成25年6月の新規求人倍率（季節調整値）は1.49倍と前月より0.07ポイント改善。

☆平成25年6月の有効求人倍率（季節調整値）は0.92倍と0.02ポイント改善。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
24年度	1.32	1.90	7.23	0.82	1.13	4.02	150,775	203,223
25年6月	1.49	2.31	10.64	0.92	1.36	5.22	39,528	53,528

注意）1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《25年4月～25年6月》

2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は96,863人で前年同月比5.8%増と40ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は285,280人で前年同月比15.7%増と、38ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は44,460人で前年同月比13.7%減と22ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は231,604人で前年同月比7.5%の減と、34ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は12,768件で前年同月比2.4%減となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は7,490件で前年同月比3.0%減、パートは5,278件で前年同月比1.5%減となった。

東京の企業倒産状況（㈱東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、187件（前年同月比7.0%減）。業種別件数では、卸売業（33件）、建設業、製造業ともに（32件）、サービス業（27件）の順となった。

＜ハローワーク品川からのお知らせ＞

○9月は障害者雇用支援月間です！

～「共に働く」社会を目指して～

障害者が安心して働くためには、事業主や職場の理解と協力が必要です。

障害者が自らの能力を活かし、障害の有無にかかわらず「共に働く」社会を実現しましょう。

* 障害者を多数雇用する企業に対する税制優遇や各種助成金等、

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

障害者雇用対策

検索

○平成28年4月（一部公布日又は平成30年4月）より **改正障害者雇用促進法** が施行されます。

- ・ 障害者の権利に関する条約の批准に向けた対応
- ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し
- ・ その他（障害者の範囲の明確化等）

お問い合わせ先：ハローワーク品川 3階 雇用支援コーナー

電話：03-3433-8609（34#）

コラム

アリスティア・マクラウド 著
中野恵津子 訳

『灰色の輝ける贈り物』

(’02年新潮社)

いのち・シリーズ 65



著者はカナダ生まれ。この作品の舞台ノヴァ・スコシア州ケープ・ブレトン島で育つ。きこり、坑夫などをして学費を得、博士号を取得。2000年春まで大学で英文学の教壇に立つ。

本書は全8作の短編集である。うち、1作を紹介する。

『夏の終わり』

『ここケープ・ブレトンに、世界各地で鉱山の掘削を専らとするチームがあり、その技術は世界一だと自負している。トロントの「レンコー開発」に属しており、近く南アフリカに行く。

メンバーの多くは、片方の肩がもう一方より下がっている。坑内で落石を受けたからだ。指が全部揃っている者は皆無。怖いのは足の怪我だ。12時間立ちっぱなしの作業に耐えられなくなってしまふからである。』

『この土地の、陸の奥まったところに墓地がある。教会の裏手の磨かれた花崗岩の碑の下に、坑内での事故で亡くなった者が眠っている。

事故は常に悲惨である。ペしゃんこに押しつぶされたり、爆薬に吹き飛ばされたり、棺桶に入れても、遺族に体面させるほどに体を組み立て直せないことが多い。仲間の多くが、原形をとどめない遺体を寄せ集めてはビニールの袋に入れて、葬儀屋に渡した経験を持っている。

アフリカへ発つ前に、みんなで墓参する。』

『15年前、支柱が崩壊し、弟は、絶え間なく水のしたたる坑内で死んだ。10月21日で、遺体を故郷に運んだとき、すでに秋も深まっていた。過去の死者の眠りを乱さぬように、弟の入る墓穴を掘った。』

『かつて「オレアリー」というチームがあった。

ところが、インドで起こった落盤事故で大半が犠牲になり、生き残った者のほとんどは、高層鉄骨建築の仕事に転職してアメリカへ行ってしまった。鉄骨も危険な仕事だから給料はいいと、彼らは言っている。

長いあいだ、落石が上から襲いかかる危険をおそれながら過ごしたあと、今度は自分自身が高層からの落下物に変わるかもしれない職業を選んだというわけである。』

『われわれは墓に立つ。黒い花崗岩の墓碑にひざまずく。白い教会を訪ねる。

歳をとるにつれ、信仰が深くなる。

夕刻4時までに、エンジンをかけた車がつぎつぎに集結する。ハイウェイを飛ばし、明日の午後トロントに着く。

海岸の景色が後方へ飛びさっていく。

私は先頭の車の助手席にいる。サイドミラーには、後方に続く長い車の列が映っている。途中、幾つかのサービスステーションに駐車するほかは、一晩中走り続ける。こうして、四つの州境を越えてトロントへ着く。』

『出発にあたり、家族や近隣の者にきちんと別れをしてきた。いま運命の旅に立っている。

中世の騎士になった気分である。

そして、死や感傷を振り払おうとしている。』

『4半世紀以上前、たった1年間の大学生活で、偶然、作者不明の詩を見つけたが、昨晚、長女の文学の教科書で再会することとなった。猛スピードで走る車の中で思い出している。

私は死へと旅立つ、戦では勇敢な騎士である私は。

戦場での戦では私は勝利を得た。

だが、死を滅ぼすことができると教えてくれた戦はなかった。

私は死へと旅立つ、本当のことを言って。

私は死へと旅立つ、真に王である私は。

名誉やこの世の喜びが何の役に立とう。

死は人にとって当然進むべき道。

私は死んで土塊を身に纏うことになる。』

藤枝 丞 (藤枝事務所主宰)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組みを強化

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、以下の3点を取組の柱とし、具体的な対策を行っていきます。

- 1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います。
- 2 相談にしっかり対応します。
- 3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します。

<具体的な取組>

1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取組を行います

- (1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施します。

本年9月を「過重労働重点監督月間」として、集中的な取組を行います。

- ① 労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。

【重点確認事項】

*時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

*賃金不払残業（サービス残業）がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。

*長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

- ② ①以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

- ③ ①の監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としない。

- (2) 過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底させます。

○脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた企業等について、法違反の是正確認後も、フォローアップのための監督指導を実施することにより、再発防止の取組を徹底。

- (3) 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表します。

2 相談にしっかり対応します

- (1) 9月1日(日)に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する『電話相談』を実施します。

→11頁公表結果参照

○労働基準法の施行日である9月1日(日)に、全国8ブロックで電話相談を実施。

○若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する相談を踏まえ、労働基準関係法令違反が疑われる企業等に監督指導を実施。

- (2) 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受け付けします。

○9月2日以後も、都道府県労働局や労働基準監督署等にある「総合労働相談コーナー」や、厚生労働省のホームページ内にある「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

*労働基準関係情報メール窓口

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/mail_madoguchi.html

- (3) 新卒応援ハローワークでも相談体制を強化します。

○新卒応援ハローワークにおいて、若者の「使い捨て」が疑われる企業等の情報や相談を受け付け、

労働基準法等の違反が疑われる企業等については労働基準監督署に情報提供。労働基準監督署は、その情報の内容を踏まえ、監督指導を実施。

3 職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進します

パワーハラスメント（パワハラ）によって若者を使い捨てにすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発します。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」を通じ、パワハラの裁判例の解説、パワハラ対策に取り組んでいる企業を紹介

【フリーダイヤル】 なくしましろう ながい残業
0120 - 794 - 713

- パワハラ対策の必要性等を分かりやすく説明したポスター、リーフレット等を作成し、全国の行政機関等で掲示・配布 *取組1の監督指導の際にも配布
- 参加者の実務に活用することのできる、全国規模でのセミナーの実施(平成25年10月以降、順次実施)
- パワーハラスメント対策の好事例集等の作成、周知（平成25年10月以降）

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する 無料電話相談の実施結果

【全国の相談実施結果(速報)】

(平成25年9月1日実施)

【相談件数】		1,042件
相談者の属性		
1 労働者本人	716件	(68.7%)
2 労働者の家族	223件	(21.4%)
3 その他(1及び2以外)	103件	(9.9%)
相談の対象となった労働者年齢(件数上位3項目 ※1)		
1 30～39才	253件	(24.3%)
2 20～29才	252件	(24.2%)
3 40～49才	182件	(17.5%)
相談が多かった業種(件数上位3項目)		
1 製造業	213件	(20.4%)
2 商業	207件	(19.9%)
3 その他事業	108件	(10.4%)
主な相談内容(件数上位3項目 ※2)		
1 賃金不払残業	556件	(53.4%)
2 長時間労働・過重労働	414件	(39.7%)
3 パワーハラスメント	163件	(15.6%)

※1 「不明」の項目は、件数上位3項目には記載していない。 ※2 複数回答

※速報値であるため、変更の可能性がある。

三田労働基準協会では10月28日(月)に労務管理講習会『今求められる「労働時間」及び「採用・解雇・雇い止め・定年」等の適正管理』～ブラック企業と呼ばれないために～を開催いたします。

*本講習会については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

【第10回東京産業安全衛生大会及び安全衛生表彰】のご報告

平成25年7月4日(木)一ツ橋ホールにおいて、～ Safe Work TOKYO 2013～をテーマに東京労働局・各労働基準監督署、(公社)東京労働基準協会連合会・各地区労働基準協会主催により第10回東京産業安全衛生大会が開催されました。

特別講演は、(公財)労働科学研究所永田久雄客員研究員による「人間工学で迫る行動災害の防止について～思いのほか転倒、墜落・転落災害等は重篤です!」で、東京労働局管内の労災事故の特徴である行動災害=労働者の就業に係る作業行動に起因する災害=の動向と傾向など、さらに人間特性に向けた防止対策等について講話がありました。また、事例発表(安全)は「住友重機械グループにおける安全衛生のグループ管理について」(住友重機械工業株)、事例発表(労働衛生)は「分散する事業場と本社との職場復帰支援における連携について」(第一三共株)でした。



東京労働局長から表彰される山田顧問

主催者・来賓挨拶に続き行われた安全衛生表彰では、三田労働基準協会山田豊三顧問が東京労働局長安全衛生表彰(功績賞)を受賞されました。安全衛生表彰は、産業安全又は労働衛生の推進向上に尽くされ顕著な功績が認められた個人等に対して行われる表彰で、今年度は15の個人・団体が受賞されています。昨年の緑十字章に続く山田顧問の受賞を心からお慶びし、益々のご健勝をお祈りいたします。

【平成25年度全国安全週間説明会】開催される!

平成25年6月5日(水)労働安全会館大会議室において、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成25年度全国安全週間説明会が開催されました。本説明会は7月1日から7日まで「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」のスローガンのもと展開された全国安全週間に先立ち行われたものです。

三田労働基準監督署から、安全・安心な首都東京の実現に向けて官民一体となった第12次労働災害防止計画の取組の中での全国安全週間実施要綱、及び平成25年度行政運営方針の説明がありました。

引き続き、大西明宏氏((独)労働安全衛生総合研究所・人間工学・リスク管理研究グループ研究員)による特別講演「ロールボックスパレット起因災害の特徴と対策～小売店舗でよく見る荷役機器を安全に使うために～」では、災害分析や安全に使うための対策例等も具体的に示され、有意義な講話となりました。

【平成25年度全国労働衛生週間説明会】のご報告

平成25年9月4日(水)労働安全会館大会議室において、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成25年度全国労働衛生週間説明会が開催されました。本説明会は10月1日から7日まで「健康管理 進める 広げる 職場から」のスローガンのもと展開される全国労働衛生週間に先立ち行われたものです。

三田労働基準監督署長からの挨拶ののち、労基署担当者から全国労働衛生週間実施要綱、及び過重労働防止対策等について説明がありました。

日本労働安全衛生コンサルタント会東京支部 山室栄三専務理事から「受動喫煙防止のために」の講話に引き続き、関東労災病院 勤労者・骨格系疾患研究センター長の松平浩医師から、特別講演「知っておきたい腰痛の知識」(新たな視点に立った腰痛の捉え方と対策)がありました。腰痛の85%をしめる非特異的腰痛(原因が特定しきれない腰痛)は作業歴・過去の腰痛歴のほか対人関係のストレスなどを原因とし、仕事や生活の満足度が低い・働き甲斐を感じないことなどが慢性化の危険因子となっているなど、多くの人々の悩みである腰痛の知識に加え、腰痛とメンタルの関係についての興味深いお話しをいただきました。

※両説明会にて、満員のため参加をお断りした皆様にお詫び申し上げます。

講習会のご報告

6・7月に実施した講習会からご紹介します。

1 「雇用均等・仕事と生活の調和関係講習会」

6月12日(水)産業安全会館8階会議室において、東京労働局雇用均等室及び労働時間課担当官を講師に迎え標記講習会が開催されました。

雇用均等室から、①働く女性の活躍を促進するための取り組みについて—今、なぜポジティブ・アクションが必要か②男女雇用機会均等に関するトラブルの現状と対応について—妊娠・出産、セクシュアルハラスメントをめぐって—③育児・介護休業に関するトラブルの現状と対応—職場復帰にかかる問題を中心になど女性が働き続けるための現状報告や助言がありました。

さらに労働時間課 働き方・休み方改善コンサルタントからワーク・ライフ・バランス導入好事例等の紹介がありました。

雇用均等法関係の法律改正などない時期の講習会にも関わらず、多くの方々に参加いただきました。

2 連続講座「人事労務・安全・厚生担当者実務講習」

人事労務管理の実務について、労働基準、安全衛生、労災・雇用・社会保険など関係諸法令のポイント、最近の改正法の内容などについて解説する標記講習会が、三田労働基準協会研修センターにおいて開催されました。

第1回 5月27日は、榎木敬講師(行政OB)により、労働条件の違背、賃金不払い残業等、労働基準法関係の実務、さらに独立請負業者、派遣労働者や非正規雇用労働者等に対する労働基準法の適用等についても講義がありました。

第2回 6月3日は、北岡大介講師(社会保険労務士・元労働基準監督官)により、職場の安全衛生について、労働安全衛生法の概要、災害防止責任は誰に、労働安全衛生法とメンタルヘルス問題等についての説明、さらに均等法の概要と行政指導、改正労働契約法・高年法への対応等についても講義がありました。

第3回 6月17日は高橋健講師(社会保険労務士・元労働基準監督官)により、社会保険各制度の基礎知識、保険制度確報の相互関係、公的年金制度の概要、健康保険・雇用保険・労災保険の給付概要と手続きなど、仕組みから具体的手続きまで講義がありました。

各講習会とも具体的な説明について好評が寄せられました。

3 「建設業における人手不足時代の労務安全管理」

7月31日(水)仏教伝道協会8階会議室において、労働衛生コンサルタント村木宏吉氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。本講習会は当協会と建災防東京支部港分会の共催により、建設産業の再生と発展に向けて企画されたものです。

建設業ならではの募集採用、解雇・退職、賃金、労働時間管理等の問題点や留意点について労基署長時代の体験にも触れた話、さらに安全と健康管理全般にわたる講話がありました。「珈琲は2時間前に飲まないで眠気は取れない」を導入に熱中症対策としての水分・塩分の取り方に触れるなど、具体的かつ論理に裏打ちされた多岐にわたるお話に、受講者は興味深く耳を傾けていました。

*今後の講習会予定については三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」を参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

「平成25年度港地区健康と安全推進大会」のお知らせ

三田労働基準監督署が区内各団体等に呼びかけ実施する年間最大のイベントです。今年も下記プログラムにより女性就業センターにて開催いたします。ご案内・参加申込書は会員事業場に郵送しておりますが、当協会ホームページでもご覧いただけます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

- 1 日 時：平成25年10月24日(木) 13:00~16:30
- 2 会 場：女性就業支援センター 港区芝5-35-3
- 3 次 第：下記プログラムによります
- 4 参加費：無 料
- 5 主 催：港地区健康と安全推進大会実行委員会
代表世話人 三田労働基準監督署

プログラム

【会場により実施時間が異なりますのでご注意ください。】

第1会場 表彰、事例発表、特別講演（4階大ホール 14:00~16:30）

- 第1部 (1) 主催者代表挨拶 三田労働基準監督 署長 中山 篤
ご来賓挨拶 港区長 武井 雅昭様
(2) 三田労働基準監督署長表彰
- 第2部 (1) 事例発表「ヘルスキーパーを活用した過重労働者の疲労軽減対策について」
株式会社 コスモスイニシア 総務人事部 人事課 藤澤 由香氏
(2) 特別講演「企業のメンタルヘルスにおける認知行動療法の活用」
(独法) 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター長 大野 裕氏

〈特別講演講師〉 大野 裕氏 ● プロフィール



1950年、愛媛県生まれ。
1978年、慶應義塾大学医学部卒業と同時に、同大学の精神神経学教室に入室。
その後、コーネル大学医学部、ペンシルバニア大学医学部への留学を経て、慶應義塾大学教授（保健管理センター）を務めた後、2011年6月より、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センターセンター長に就任、現在に至る。
慶應義塾大学訪問教授、講師（非常勤）を兼務する。
近年、精神医療の現場で注目されている認知療法の日本における第一人者で、国際的な学術団体Academy of Cognitive Therapyの設立時からの会員であり、(一社)認知行動療法研修開発センター理事長、日本認知療法学会理事長、日本ストレス学会理事長などの要職を務める。

第2会場 無料健康測定（4階第1セミナー室 13:00~16:00）

内部被ばく測定体験（ホールボディカウンタ*による体内被ばく線量測定体験）、脳年齢・血液さらさら度・骨密度測定などの健康測定と健康指導が受けられます。

協 力：(一社)労働保健協会

〒173-0027 板橋区南町9-11 電話：03(3530)2131

(※Whole body counter : WBC)

第3会場 無料健康相談（4階第2セミナー室 13:00~14:30）

健康診断結果等について医師・保健師が相談をお受けします（健診結果表等をご持参ください）。

協 力：みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センター



産業保健フォーラム IN TOKYO 2013

参加費
無料!!

いま 進めよう こころと体の健康づくり

日時 ▶ 平成25年11月27日(水) 開場 ▶ 10:00

場所 ▶ ティアラこうとう (江東区住吉二丁目28番36号)

10:30 ▶ 主催者あいさつ

10:40~12:00 ▶ 【特別講演】
「メンタルヘルス不調者の職場復帰支援」

公益社団法人日本精神保健福祉連盟常務理事
東京慈恵会医科大学精神医学講座講師
東京産業保健推進センター基幹相談員

大西 守氏

13:30~14:20 ▶ 事例発表1 「組織生産性向上施策とメンタルヘルス対策(仮題)」

日本マイクロソフト株式会社人事本部
コンベンション&ベネフィットグループ シニアマネージャー 道添 未幸氏

14:20~14:30 ▶ リフレッシュ体操 東京健康保持増進機関連絡協議会

14:45~15:35 ▶ 事例発表2 「健康保持増進、生活習慣病対策について(仮題)」

東日本旅客鉄道株式会社JR東日本健康推進センター 保健師 渡邊 澄子氏

注) 題名は、変更になる場合があります。

健康測定コーナー

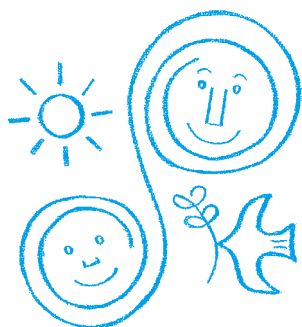
(骨密度測定 転倒リスク測定 内部被ばく測定 健康相談)

相談コーナー

展示コーナー

〈主催〉東京労働局 / (公社)東京労働基準協会連合会 / 東京産業保健推進センター

〈後援〉東京都 / 東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 / 東京健康保持増進機関連絡協議会
他関係団体



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、**長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談**等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION

会長 医学博士 柳澤 信夫



〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

「確かな未来」が会社を変える。

中退共 で退職金。
CHU-TAI-KYO

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

① 国の制度だから**安全・安心!**

さらに掛金の一部を国が助成します。

② 社外積立で**ラクラク管理!**

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は**全額非課税**でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● **パートタイマーさんも
ご加入いただけます。**

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 **検索**

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 **中小企業退職金共済事業本部** TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

ご紹介

この秋の水10ドラマの主人公は、労働基準監督官!

10月から、日本テレビ・水曜日22時から「ダンダリン・労働基準監督官」が始まります。
主人公は、竹内結子さん演じる女性労働基準監督官、働く人を守るために、必死で働く人たちの物語です。

みなとみた 平成25年9月号 平成25年9月15日発行(年6回発行) 第17巻第5号通巻第99号

[編集発行] 一般社団法人 **三田労働基準協会**

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

URL <http://www.mita-roukikyoo.or.jp>

[編集協力] **労働調査会**

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710